

大個審答申第 177 号
令和 5 年 3 月 31 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 45 条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から令和 3 年 5 月 12 日付け大平生第 140 号、第 141 号及び第 142 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が令和 3 年 4 月 14 日付け大平生第 49 号、第 50 号及び第 51 号により行った訂正不承認決定(以下、順に「本件決定 1」から「本件決定 3」といい、あわせて「本件各決定」という。)は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

審査請求人は、令和 3 年 3 月 15 日、条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 30 年 3 月 20 日付けのぼくのケースきろくひょう そのとうじのたんとうケースワーカーの〇〇がさくせいしたもの」を対象として「肥満体。とかいてるところ」について、「肥満体。とかくのはセクハラやめいよきそんやぶじょくなるしいろいろなやくにんがみるとおもうのでさくじょするべきだ。」「肥満体。とかくのはセクハラやめいよきそんやぶじょくなるし いろいろなやくにんがみるケースきろくひょうにそういうことをかくな。大阪市平野区ほけんふくしセンターのやつらや平野区長はぼくのツイッターがめいよきそんになっているとけいじこくそをしようとしているけどこっちのほうはひどいだろ」とする訂正請求(以下「本件請求 1」という。)を行った。

審査請求人は、令和 3 年 3 月 15 日、条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 29 年 9 月 25 日付けのぼくのケースきろくひょう そのとうじのたんとうケースワーカーの〇〇がさくせいしたもの」を対

象として「スポーツ刈り 肥満体。とかいているところ」について、「スポーツ刈りではないしぼくはじぶんでバリカンでかみをきっているからまるがりだし肥満体。とかくのはセクハラやめいよきそんやぶじょくになっているからさくじょすべき」「肥満体。とかいてぼくのしんたいてきとくちょうをぶじょくしているしセクハラやめいよきそんやぶじょくざいになるとおもう。平野区長がぼくのツイッターがめいよきそんになっているとけいじこくそするようないようのないようしょうめいゆうびんをおくりつけてきたくせにこいつらのほうがぼくをぶじょくやめいよきそんしている」とする訂正請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

審査請求人は、令和3年3月15日、条例第28条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成29年5月24日付けのぼくのケース記録票 そのとうじのたんとうケースワーカーの〇〇さんがさくせいしたとおもわれるもの」を対象として「かなりの肥満体。とかいているところ」について、「かなりの肥満体。とかくのはぶじょくざいやめいよきそんやセクハラになるとおもうからけしてほしい さくじょすべきだ。」「かなりの肥満体。とかいてぼくのしんたいてきとくちょうをかいてセクハラやめいよきそんやぶじょくをしているけどこれははんざいになるとおもう。ぼくのツイッターをかんしてめいよきそんになっているからさくじょしろ さくじょしないとけいじこくそをするというないようのないようしょうめいゆうびんをひらのくちょうがおくりつけておいてこれはひどい」とする訂正請求（以下「本件請求3」といい、本件請求1から3をあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報に「平成30年3月20日付けケース記録票」（以下「本件情報1」という。）と特定した上で、本件情報1の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第32条第2項に基づき、本件決定1を行った。

記

ケース記録票に『肥満体』と記載している事については、訪問調査の目的である被保護者の生活状況等を把握するうえで身体的特徴を記録したものであり、その内容については、担当ケースワーカーによる請求人に対する所見である。

条例第28条第1項において、訂正を請求できるのは自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときとあり、その事実とは客

観的に判断できる事項でならないことから、本件のような評価、判断等に係る事項は訂正の対象にはならない。

また、訪問調査活動は、援助方針の策定やこれに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的としているところ、ケース記録票にはあくまで訪問調査活動の際のケースワーカーの所見を記載することが必要であり、上記事務の目的に照らせば、本件記載は正確かつ最新の状態に変更することを要しないものである。したがって、これらを訂正削除することは、条例第 30 条に規定する事務の目的に必要な範囲内と認められないため。

実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報を「平成 29 年 9 月 25 日付けケース記録票」(以下「本件情報 2」という。)と特定した上で、本件情報 2 の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

ケース記録票に『スポーツ刈り、肥満体』と記載している事については、訪問調査の目的である被保護者の生活状況等を把握するうえで身体的特徴を記録したものであり、その内容については、担当ケースワーカーによる請求人に対する所見である。

条例第 28 条第 1 項において、訂正を請求できるのは自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときとあり、その事実とは客観的に判断できる事項でならないことから、本件のような評価、判断等に係る事項は訂正の対象にはならない。

また、訪問調査活動は、援助方針の策定やこれに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的としているところ、ケース記録票にはあくまで訪問調査活動の際のケースワーカーの所見を記載することが必要であり、上記事務の目的に照らせば、本件記載は正確かつ最新の状態に変更することを要しないものである。したがって、これらを訂正削除することは、条例第 30 条に規定する事務の目的に必要な範囲内と認められないため。

実施機関は、本件請求 3 に係る保有個人情報を「平成 29 年 5 月 24 日付けケース記録票」(以下「本件情報 3」といい、「本件情報 1」から「本件情報 3」をあわせて「本件各情報」という。)と特定した上で、本件情報 3 の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定 3 を行った。

記

ケース記録票に『かなりの肥満体』と記載している事については、訪

問調査の目的である被保護者の生活状況等を把握するうえで身体的特徴を記録したものであり、その内容については、担当ケースワーカーによる請求人に対する所見である。

条例第 28 条第 1 項において、訂正を請求できるのは自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときとあり、その事実とは客観的に判断できる事項でならないことから、本件のような評価、判断等に係る事項は訂正の対象にはならない。

また、訪問調査活動は、援助方針の策定やこれに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的としているところ、ケース記録票にはあくまで訪問調査活動の際のケースワーカーの所見を記載することが必要であり、上記事務の目的に照らせば、本件記載は正確かつ最新の状態に変更することを要しないものである。したがって、これらを訂正削除することは、条例第 30 条に規定する事務の目的に必要な範囲内と認められないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 19 日に本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号の規定に基づきそれぞれ審査請求（以下順にそれぞれ「本件審査請求 1」から「本件審査請求 3」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件各決定を取り消し、ケース記録票を訂正するように求める。

ケース記録票に肥満体と書くことは侮辱罪、セクハラ、名誉棄損だ。そもそもケース記録票は身体的特徴を書くものではない。自分はスポーツ刈りではなく丸刈りだ。担当ケースワーカーはセクハラや侮辱をしている。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、ケース記録票に記載された、平野区役所生活支援課職員（以下「当該職員」という。）が審査請求人の住居へ訪問した際の対応内容の要旨等の情報のうち、「肥満体」、「スポーツ刈り、肥満体」、「かなりの肥満体」の記載について削除することを求めている。

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第 4 条第 1 項で「保健福祉センター所長...は被保護者につき、次に掲げる書類を

作成しなければならない」とされ、同第6号の「ケース記録票」に基づき、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成するものである。実施機関が、その世帯の実態（家族構成・生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するところであるが、何をどのように記載すべきかについて特に規定がなく、実施機関に一定の裁量が委ねられている。

本件訂正請求箇所は、担当ケースワーカーが訪問調査の目的である被保護者の生活状況等を把握するために、審査請求人の身体的特徴を所見として記載したものである。

審査請求人は本件訂正請求箇所は、侮辱やセクハラ、名誉棄損にあたるとして削除を求めているが、上記のとおり、本件訂正請求箇所は審査請求人に対する担当ケースワーカーによる評価・判断を記載したものであって、条例第28条第1項に規定する「事実」に該当しない。

また、実施機関は訪問調査の際に担当ケースワーカー等が見聞きした本人の情報をもとに、援助方針の策定や当該方針に基づく自立を助長するための指導を行っている。

つまり、訪問調査活動は、援助方針の策定やこれに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的としているところ、ケース記録票にはあくまで訪問調査活動の際のケースワーカーの所見をそのまま記載することが必要であり、上記事務の目的に照らせば、本件訂正請求箇所は正確かつ最新の状態に変更することを要しないものである。

したがって、これを訂正削除することは、条例第30条に規定する事務の目的に必要な範囲内と認められないと判断したため、本件各決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各情報における訂正請求箇所は、訂正請求の対象となる「事実」(条例第 28 条第 1 項) に該当せず、また、訂正削除することについて、条例第 30 条に規定する事務の目的に必要な範囲内と認められないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消し、訂正することを求めている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

保有個人情報の訂正義務について

条例第 28 条第 1 項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

また、条例第 30 条では、「当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。」と規定している。

ここでの「事務の目的の達成に必要な範囲内で」の趣旨は、訂正請求制度が、条例第 13 条第 1 項において「事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と規定されていることを受けて、本人が関与し得る制度として位置付けられていることに鑑み、実施機関の訂正義務も事務の目的の達成に必要な範囲内で生じることを明確にする趣旨である。したがって、事務の目的に照らし、最新の状態に変更することを要しない保有個人情報について訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないものである。

本件各請求における訂正請求箇所について

審査請求人は本件各請求において「肥満体」、「かなりの肥満体」及び「スポーツ刈り」の各記載の訂正を求めている。条例第 30 条によれば、これらの記載が「事実」に該当し、かつ、客観的な事実に反するものであって、条例第 28 条第 1 項の「保有個人情報の内容が事実でない」に該当するものとして、訂正請求に理由があると認められる場合であっても、訂正請求の対象となった保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内ではないときは、実施機関には訂正をする義務はないこととなる。

この点、実施機関の説明によると、生活保護法に基づく訪問調査は被保護者の生活状況を把握することを目的としており、訪問調査により把握された生活状況に基づいて援助方針の策定や当該方針に基づく自立を助長するための指導を行っているとのことである。

上記説明を踏まえると、本件訂正請求箇所に記載されている審査請求人の体型や髪型の記載の差異が援助方針の策定や当該方針に基づく指導の内容に影響を及ぼしたかという点が問題となる。この点について、訂正の必要性の判断は、本件訂正請求箇所が記載された時点ではなく、訂正請求が行われた時点を基準として判断すべきものと考えられるところ、本件各請求は、それぞれ、平成 29 年 5 月 24 日、同年 9 月 25 日、平成 30 年 3 月 20 日の訪問調査に係る記載に対して、令和 3 年 3 月 15 日付けで訂正を求めているものであるが、これらの記載がなされた当時の審査請求人の体型が「肥満体」、「かなりの肥満体」であったか否か、当時の審査請求人の髪型が「スポーツ刈り」であったか否かが訂正請求の時点での援助方針の策定や当該方針に基づく指導の内容に影響を及ぼす可能性がないことは明らかである。

よって、条例第 30 条に規定する「事務の目的の達成に必要な範囲内」であるものとは認められないから、本件訂正請求箇所の情報の内容が「事実」であるか否か、あるいは、客観的な事実に合致するか否かを検討するまでもなく、実施機関が訂正義務を負う情報であるとは認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

5 付言

本件各情報は、審査請求人が保有個人情報の開示請求を経て入手したものであるところ、訂正請求箇所は実施機関が本来非開示とするべき情報を判読可能な状態で開示を実施したために審査請求人の知るところとなったとのことである。この点については、条例の運用上、不適切な事態であると評価せざるを得ない。今後、実施機関において同様の事例が起こらないよう留意されたい。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井 美智子、委員 岡澤 成彦、委員 塚田 哲之、委員 野田 崇

(参考) 調査審議の経過 令和 3 年度諮問受理第 13 ~ 15 号

年 月 日	経 過
令和 3 年 5 月 12 日	諮問書の受理
令和 3 年 10 月 29 日	実施機関からの意見書の収受
令和 4 年 12 月 2 日	調査審議
令和 4 年 12 月 27 日	調査審議
令和 5 年 1 月 24 日	調査審議
令和 5 年 2 月 21 日	調査審議
令和 5 年 3 月 31 日	答申